

文京区補助金等チェックシート（実績検証用）

所属 福祉部障害福祉課障害福祉係
問合せ先 03 - 5803 - 1211

6年度調査

1 補助金の名称等

補 助 金 の 名 称	中小企業障害者職業体験受入れ助成金									
根 拠 規 定 等	文京区中小企業障害者職業体験受入れ助成事業実施要綱									
創 設 年 月	平成	24	年	5	月	経過年数 〔自動計算〕	11年	終了予定年月		
見 直 し 年 月	令和	6	年	6	月	経過年数 〔自動計算〕	0年			
見 直 し の 内 容	対象事業所を従前の中小企業に加え、障害者の雇用実績がない事業所とした。									
予 算 科 目	款	項		目		大事業		中事業		計画事業番号
	5 民生費	3 心身障害者福祉費		1 心身障害者福祉事業費		23 中小企業障害者雇用助成		1 中小企業障害者雇用助成		95
補 助 金 の 種 別	☒ 奨励的補助 ☐ 施設運営補助 ☐ 扶助的補助 ☐ 投資的補助 ☐ 利子補給									

2 補助金の概要

補助目的	区内中小企業等の事業主に対し、障害者雇用体験及び障害者雇用体験に係る障害者の雇用に要する費用の一部を助成することによって、障害者雇用の拡大を図るとともに、障害者理解の促進を図る。						
補助事業等の内容	(1)職業体験受入れ奨励金…区内中小企業等の事業主に対し、障害者1人につき、以下の金額を支給 ①1日当たり2時間以上4時間未満の障害者雇用体験を実施した場合 奨励金(2,000円/日) ②4時間以上の障害者雇用体験を実施した場合、奨励金(4,000円/日) (2)雇用促進奨励金…障害者雇用体験に係る障害者を1月を越えて継続して雇用し、1日当たり4時間以上かつ週3日以上であって雇用期間が3月以上の場合、奨励金(100,000円)を支給						
補助対象経費の内容	-						
補助事業者等	☐ 区民 ☐ 地域活動団体 ☒ NPO(特定非営利活動団体) ☒ 事業者 ☐ その他 [特定の相手方に補助している場合は具体的に記入] 区内中小企業等						
補助金の算出	☐ 定率 [補助率] ☒ 定額 [補助額 2,000円・4,000円、100,000円] ☐ 補助単価 [補助単価 単位] ☐ その他 [その他の場合は具体的に記入] [定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入] 職業体験受入れ奨励金は、都で実施する「精神障害者社会適応訓練事業」の協力事業所に対する委託料(3,564円/日)と同程度の額とし、雇用促進奨励金は、1か月の賃金相当の額とする。						
公募の状況	区ホームページ、チラシ配布等により広く補助金の申請を受け付けている。						
実績報告書時における 使途の確認方法	☐ 領収書 ☐ 契約書 ☐ 決算書 ☐ 成果物 ☐ その他 (雇用促進奨励金:3月の雇用状況が確認できる書類(出勤簿、賃金台帳等)の写し)						
補助・単独の状況	☒ 区単独 ☐ 補助(区上乗せ無し) ☐ 補助(区上乗せ有)	負担割合 上乗せの内容・理由	区	国	都	補助対象者	

3 交付実績

(件、千円)

項目	3年度(決算)	4年度(決算)	5年度(決算)	6年度(予算)
交付(見込み)件数	12	5	6	12
決算(予算)額	336	160	160	336
国庫支出金				
都支出金				
その他				
一般財源	336	160	160	336
交付実績の特記事項				

4 補助金の交付の適否に関する基準 [○:適合、△:適合しているが課題あり、×:不適合、-:非該当]

項目	内 容	判定	判定の理由(△、×の場合のみ記載)
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	○	
	基本構想、総合戦略、個別計画等の区の政策に適合しているか	○	
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	○	
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	○	
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	○	
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	○	
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	○	
	補助金の交付による効果が認められるか	○	
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	○	
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	○	
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の 補助金につ いては不要	法令等に抵触していないか	○	
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	○	
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	○	

5 効果、課題及び今後の方向性

効果	障害者の雇用が無い企業における職業体験受入れ及び雇用継続のインセンティブとなった。
課題	特定の企業による積極的活用だけでなく、活用企業数自体を増やすことが課題となっている。
今後の方向性	令和6年4月から「障害者雇用促進法」の一部が改正され、法定雇用率は2.3%から2.5%に、また、8年7月から2.7%と段階的に引き上げられる。また、障がい者雇用を義務付けられる企業の対象も広がることを踏まえ、助成対象を広くした。今後は事業の周知に尽力し障害者雇用につなげていきたい。